

議 員 派 遣 書

令和2年6月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び盛岡市議会会議規則(昭和40年議会規則第2号)第125条第1項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

- 1 令和3年度県・国予算に対する統一要望
 - (1) 派遣目的 令和3年度県・国予算に対する統一要望
 - (2) 派遣場所 盛岡市
 - (3) 派遣期間 令和2年7月16日
 - (4) 派遣議員 高橋重幸副議長